

## 77. 製炭山村における農民層分解の一考察

九大農学部 赤羽 武

### はじめに

いうまでもなく農民層の分解とは、農民層が資本主義の発展にともなつて、大多数の貧農・農業プロレタリアートと少数の富農に分解し、資本主義的諸関係が形成されることである。しかし、山村にかぎつて農民層の分解を論じるときは、平場農村と違つて、零細であれ農業を営み、他方では林業に従事している農民（林民）が対象であることを度外視することはできない。本報告は、宮崎県北川村の実態調査から兼業製炭部落である瀬口部落をとりだし、その事例に考察を加えたものである。

### 1. 農民層分解の阻止要因としての製炭

瀬口部落は、河原敷上に開かれた、生産力の低いかつ水害に常時見舞われる耕地（1戸当り田2反8畝、畑2反1畝、計4反9畝）による農業であるため、どうしても林野に依存しなければならぬところである。そのため明治の終り頃からこの地方を巻き込んだ商品・貨幣経済への対応も、商業的農業によつてでなく広大な林野から得られる薪炭材を焼く製炭村となることによつてなされた。すなわち、瀬口部落の農民は製炭によつて、小商品生産者化したわけであり、小商品生産者は木炭の価値を実現することによつて生産を維持し、家計を維持するわけである。

このような製炭は、当初は農民層の分解を促進し、いわゆる「焼子」——製炭賃労働者を析出したが、自給食糧を確保している中農部分の分解には阻止要因として作用した。本来的には貨幣経済の深化によつて分解すべき中農が、木炭生産を自営した結果、経営規模の小さいものほど製炭量が多いという傾向を生じ、急速な分野が阻止されたのである。

更に製炭の型態を基本的に規定する林野所有が共同体的所有であるため原木が部落有林の年限分割、比較的安価な入札によつて保障されていたので、分解の様相はより緩和された中農層の未分解となつてあらわれた。すなわち、瀬口財産管理組合有林（実質的には部落有林）約2,000町歩中6割を占める薪炭林が、製炭者に製炭原木を保障していたことによるものである。製炭原木が私的林野所有等によつている場合は、企業

製炭者に雇われる「焼子」になるのが一般的であるが、ここでは「手山式」製炭——岡屋製自営製炭者としてとどまつている。つまり、「手山式」であつても本質的には自営製炭から脱落した賃労働者に近いものであるが、完全に脱落せず小商品生産者として中農の変型が成立している。

### 2. 製炭の困難化と農民層の分解

このような分解も昭和32年を境として別の様相を帯びてきている。その原因の第一は、木炭価格の暴落によるものであり、第二は、造林の発展、用材生産の発展（一般用材、原料用材とも）、椎茸栽培の発展等林業の発展によるものである。

まず木炭価格の暴落は、製炭農家をして唯一の貨幣収入源をおびやかし、「手山式」製炭者から焼子への転落——賃労働者への転落かあるいは製炭を放棄するかとの二者択一となる。更に、パルプ、坑木、一般用材の需要が増大したことを契機として造林、用材生産が発展し、自己の労働力商品化が製炭にとつて代る客観的条件が生れ、加えて開田による農業生産力の高化度が昭和33年から行なわれたため、一方では造林労働者、伐木搬出労働者が、他方ではそれらを雇う富農が製炭農家に生じつつある。（第1表参照）換言すれば

第1表 製炭農家の状態

区分 製炭 量(俵)	調査 戸数	平均 耕作 面積	山林 所有 面積	昭和32 ～昭和 34年の 造林面 積	椎 茸 採 取 の 家	賃 労働 者 の 家	賃 労働 者 の 家	賃 労働 者 の 家
～300	1	9.0	20	10.0	—	—	—	—
300～400	4	8.4	120	15.3	2	1	2	—
400～500	2	3.9	18	5.0	2	1	—	—
500～700	4	7.2	27	4.4	1	2	1	—
700～	4	1.9	4	1.7	—	—	—	—

最近の林業の発展が製炭段階と違つた分解を促進しているのである。

このような分解は、木炭生産段階の貨幣経済——それは商業資本との対抗関係である。——から、用材生産段階の貨幣経済——それは広大な市場を旨とし、かつ産業資本との対抗関係である。——へ一きよに飛躍す

第2表 経営規模別農家数の変遷

年別	経営耕地 (反)	～3	3～5	5～10	10～15	15～	計
	戸数 (戸) 比率 (%)	45	25	50	9	—	
昭和 32年	戸数 (戸) 比率 (%)	35	19	39	7	—	100
	戸数 (戸) 比率 (%)	39	30	48	13	—	130
昭和 35年	戸数 (戸) 比率 (%)	30	23	37	10	—	100

る結果のあらわれで、製炭という商品生産が分解しきれなかつた部分の新たな分解である。だからその特徴は中農層を分解することにある。昭和32年から昭和35

年のわずか3年間に5反未満の過小農が1戸増大し、5反から1町までの中農が2戸減少し、1町以上の大農が3戸増大したのはそのあらわれであろう。(第2表参照)

### む す び

以上のごとく、山村特に製炭村における農民層分解は、林野における商品生産が製炭から用材へと高度化した結果、急速に発展していること、換言すれば林業が用材生産段階に発展することにより中農層を分解していることがわかる。

## 78. 森林組合の基礎的研究 (1)

### — 山林のユニカ-的経営と森林組合 —

九州大学農学部 安 永 朝 海

森林組合がいわゆる森林組合問題として取り上げられる場合、次のような発想ないし問題意識の上で論じられる一つの方向がある。すなわち「森林組合は木材供給と治山治水という点で国民経済上大きな任務を負わされているにもかかわらず、森林組合の実情は到底これらの要請にこたえることができるような状況でない。その多くは休眠組合である。このような不振のどん底にある森林組合をどうしたらよいか、いかにして発展させるか」というのである。

このような問題提起の仕方は特に政策担当者に強いが、それぞれニュアンスにちがひがあるにしても、その影響力は森林組合の内部にも相当のひろがりと深みをもつて滲透していることに注意しなければならないであろう。

この論理はつまり資源政策組合版とでも称すべきものであつて、この中には一貫した資源政策の論理が流れているのである。この理論的メカニズムに対していろいろの批判と反省が各分野で部分的に行われているが、これが完全に克服されるには至っていない。

しかしこの論理の中で森林組合に関してきわめて特徴的な2つの点を示すことができる。

その1は森林組合問題が経済問題を通り越して一足飛びに政策論として取り上げられる傾向が強いことである。経済的条件との関連を抜きにして合併の条件が

とり上げられ、増資が云々される。また林産事業や取りの製材事業をおこなつて失敗する。もちろんこれらは組合運営の直接の担当者、あるいは政策の実行者にしてみれば、まことにいたし方のない処置といわねばならないであろう。しかし少くとも理論的に森林組合問題を取り上げ、一般的に論ずる段階では、将来への見通しと展望をもつた総合的な把握がなされねばならないであろう。

森林組合に対するこの資源政策的一面は、森林組合が経済団体としての基盤をもたず、むしろ極端に云えば政策の具として守り、育てられてきたという歴史的事情によるものである。しかしこれも云つてみれば、第一次産業としての林業がもつ後進的性格、そして林業生産とそれの行なわれる場である農山村での生産関係を中心として理解されなければならない。

その2は森林組合問題が林業生産の担い手である森林所有者や山村民との関連として考えられるのではなく、森林組合そのもの、森林そのもの、木材そのものの問題として出されがちなことである。つまり人と人、人と物との関連としてではなく、物自体あるいは物と物との関係として出されるのである。

この点でも第一点と同じく森林組合はとにかく木材をより多量に出し、いわゆる絶対量の生産力を上げるための組織としての考え方が歴史的な根拠をなしてい